

鹿島市訓令甲第3号

鹿島市小規模工事等契約希望者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鹿島市が発注する小規模な工事又は修繕等の請負に係る随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2に規定する随意契約をいう。以下同じ。）の締結を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録制度に関し必要な事項を定め、もって市内業者の受注機会の拡大及び本市経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる請負)

第2条 この要綱の対象となる請負は、鹿島市財務規則（昭和39年規則第10号。以下「規則」という。）第123条の2の表に規定する予定価格の限度額以下の随意契約のうち50万円以下の工事又は修繕等（以下「小規模工事等」という。）に係るものであって、その内容が軽易であり、かつ、履行の確保が容易であるものとする。

2 前項に規定する小規模工事等の業種は、別表のとおりとする。

(登録の要件)

第3条 契約希望者として登録できる者は、市内に主たる事業所を置く法人又は住所を有する個人であり、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ていない者
- (2) 鹿島市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成14年規則第3号）第3条第4項の規定により入札参加資格者名簿に登録された者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格又は免許を有しない者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 契約希望者（法人の場合は、役員を含む。）が次のいずれかに該当する者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同

じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 前各号に掲げる者のほか、本市の契約の相手方として不適当と認められる者

(登録の申請)

第4条 契約希望者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、鹿島市小規模工事等契約希望者登録申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

(1) 法人の場合

ア 商業登記簿謄本

イ 鹿島市小規模工事等契約希望者登録誓約書(様式第2号)

ウ 希望する業種を履行するために必要な資格、許可書等の写し

エ 市税の納税証明書

オ 納税状況等確認同意書(様式第2号の2)

カ その他登録に際し市長が必要と認める書類

(2) 個人の場合

ア 身分証明書

イ 鹿島市小規模工事等契約希望者登録誓約書(様式第2号)

ウ 希望する業種を履行するために必要な資格、許可書等の写し

エ 市税の納税証明書

オ 納税状況等確認同意書(様式第2号の2)

カ その他登録に際し市長が必要と認める書類

2 登録申請の受付期間は、西暦における偶数の年(以下「登録年」という。)の4月1日から5月31日までの期間のうち市長が別に定める期間とする。ただし、受付期間の後においても、登録申請書の提出があった場合には、市長は申請を受け付けるものとする。

(登録の適否等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにこれを審査し、鹿島市小規模工事等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）への登録の適否を決定し、鹿島市小規模工事等契約希望者登録審査決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録名簿への登録を決定したときは、登録名簿に登録するとともに、当該登録名簿を企画財政課において閲覧に供するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 前条第1項の規定による登録の有効期間は、当該登録をした年の6月1日から次の登録年の5月31日までとする。ただし、第4条第2項ただし書の規定に係る登録の有効期間は、当該登録をした日から次の登録年の5月31日までとする。

(登録事項の変更等の届出)

第7条 登録名簿に登録された者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、鹿島市小規模工事等契約希望者登録（変更・廃止・辞退）届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 登録した事項に変更があった場合
- (2) 事業を廃止した場合
- (3) 登録を辞退しようとする場合

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当することとなった場合
- (2) 倒産し、又は破産した場合
- (3) 受注に関し不正又は不誠実な行為があった場合

(業者の選定)

第9条 市長は、小規模工事等の随意契約に係る業者を選定するときは、登録名簿に登録されている業者から選定するものとする。ただし、特殊技術等を要する修繕工事については、この限りでない。

(契約保証金及び前金払)

第10条 この要綱の対象となる請負の随意契約に係る契約保証金については、規則第126条第2項第3号及び第3項第5号の規定によりこれを免

除するものとする。

2 この要綱の対象となる請負の随意契約に係る前金払については、これを行わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。